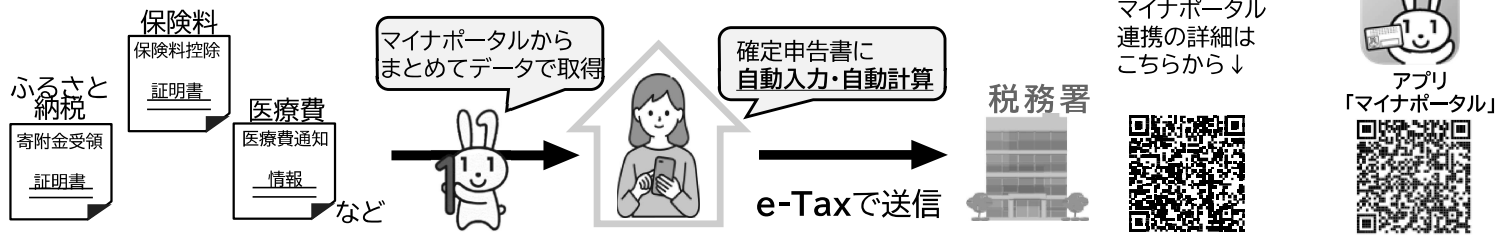


川崎西税務署からのお知らせ

確定申告は **自 宅** から！

～マイナポータル連携のご案内～



次の **必要なもの** を用意すればマイナンバーカードとスマホ又はパソコンを利用して自宅から簡単にe-Taxによる確定申告ができます。

必要なもの

- マイナンバーカード
- マイナンバーカードの2つのパスワード
 - ・ 利用者証明用電子証明書(数字4桁)
 - ・ 署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)
- スマートフォン
スマホ専用アプリ「マイナポータル」のインストールが必要です。
- 源泉徴収票などの確定申告書作成時に必要な書類

確定申告書等 作成コーナー

「作成コーナー」
で検索または
こちらから↓

推奨ブラウザ



Safari



Google
chrome

税理士による無料申告相談

～無料で税理士に相談の上、確定申告書を作成・提出できます～

期 間	会 場	所 在 地
令和8年 2月2日(月) ～ 2月6日(金)	多摩区役所 11階会議室	川崎市多摩区登戸1775-1
受 付 時 間	対 象 者 ^(注1)	事 前 申 込
午前9時30分 から 午後3時まで 【事前申込をお願いします】	・年金受給者 ・給与所得者 ・小規模納税者 ^(注2)	○ 混雑回避のため、オンラインによる 事前申込を受け付けます。 ○ オンラインによる事前申込は、 <u>令和8年 1月13日(火)から可能</u> となります。 詳細につきましては、右記事前申込サ イトを参照願います。 ○ 税務署・会場等で電話での受付は行っ ておりませんので、ご注意ください。 ○ オンラインによる事前申込サイトの操作 方法についてのお問合せは、 【050-1792-4600】 (受付時間:平日午前10時～正午、 午後1時～午後4時)へお願いします。
そ の 他		事前申込サイト 下記のいずれかのサイトから 事前申込をお願いいたします。 無料申告相談専用 LINE事前申込 Web事前申込  
○ 持ち物は、裏面「確定申告会場の開設について」の「必要なもの」を参照してく ださい。 ○ 申告書等の提出のみの場合は、川崎西税務署に直接お持ちいただくか、郵送 でご提出ください。 ○ 一部、当日入場整理券の配付を行います。無くなり次第終了となります ので、オンラインによる事前申込をご利用ください。 ○ 昼休みの時間帯は、税理士が交代で対応しており、お待たせする場合があります ので、ご了承ください。		

(注)1 住宅借入金等特別控除初年度の方、土地、建物及び株式などを売却された方の申告・相談は対象とはなりません。
2 小規模納税者とは、事業所得、不動産所得または雑所得を有する方のうち、令和6年分の所得金額(専従者控除前または
青色専従者給与及び青色申告特別控除前)が300万円以下の方を指します。

確定申告会場の開設について

～会場ではご自身のスマートフォンとマイナンバーカードで申告書を作成していただきます～

開設期間	会場	所在地	時間
令和8年 2月16日(月)～3月16日(月) (土、日及び祝日を除きます。)	川崎西税務署	川崎市麻生区 上麻生1-3-14 川崎西合同庁舎	【受付】 午前8時30分から午後4時まで 【相談】 午前9時15分から午後5時まで

必要なもの

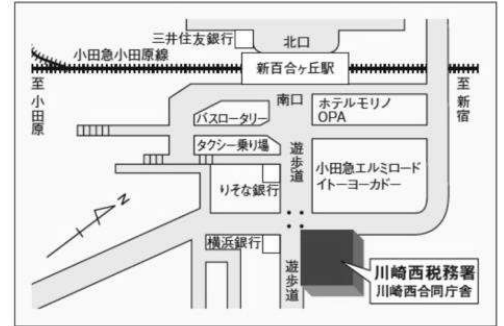
- ① マイナンバーカード(下欄を参照し、有効期限切れや失効となっていないか確認をお願いします。)
- ② マイナンバーカードのパスワード(2つとも必要です。)
 - ・ 利用者証明用電子証明書(数字4桁)
 - ・ 署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)
- ③ スマートフォン
- ④ 源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類

マイナンバーカードのパスワードを失念した方はこちら



※ 来場前に、マイナンバーカードを利用した、マイナポータル連携の事前準備をお願いします。

案内図



小田急小田原線新百合ヶ丘駅南口 徒歩3分

オンライン事前予約

確定申告会場への入場にはオンライン事前予約が必要です。

- ※ 当日、確定申告会場でも入場整理券を配付しておりますが、長時間お待ちいただく場合があります。
- ※ 入場整理券の配付が終了次第、事前予約の方以外の受付を締め切ります。
- ※ 申告書等の提出のみの場合は、事前予約不要です。

オンライン事前予約はLINEから！

LINEアプリで国税庁LINE公式
アカウントを「友だち追加」
して予約してください。



友だち追加は
こちらから↑

1月5日(月)～2月13日(金)に税務署で相談を希望される方

事前予約が必要です。オンライン事前予約をご利用ください。当日入場整理券の配付はありませんのでご注意ください。

！ マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れや失効にご注意ください！

有効期限

- 電子証明書の有効期限は、発行日から5回目の誕生日までです

失効

- 住民票の基本4情報(氏名、生年月日、性別、住所)の記載が修正された場合は、署名用電子証明書が失効している場合があります

アプリをインストール

証明書の選択

パスワード入力

有効性の確認

確認結果

JPKI利用者ソフト



アプリはこちらから

iPhone



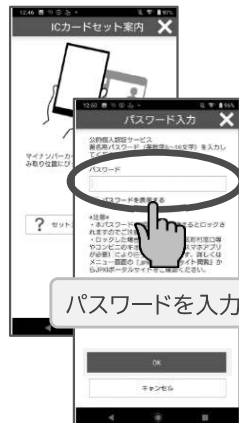
Android



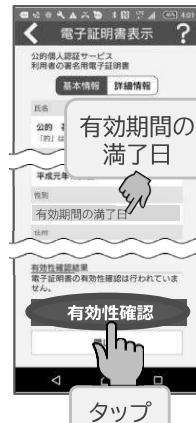
iPhoneの名称は、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。
iPhoneの商標は、アイホン株式会社とのライセンスに基づき使用されています。
Androidの名称は、Google LLCの商標又は登録商標です。



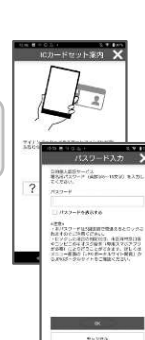
署名用電子証明書を
選択



パスワードを入力



有効性の確認



有効性確認結果
: 「有効」

※ 公的個人認証サービスセンターと通信を行うため時間が掛かることがあります

「有効期限切れ」「失効済み」の場合は、お住まいの市区町村で手続きを行ってください。

申告書等の郵送での提出先

【宛先】〒210-8606 川崎市川崎区榎町3番18号
東京国税局業務センター川崎南分室(川崎西税務署)

【問合せ先】〒215-8585 川崎市麻生区上麻生1-13-14川崎西合同庁舎 Tel 044(965)4911(代表)

※ お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。